

平成23年

第2回市議会定例会 議案第23号

和解について

平成21年度介護給付費財政調整交付金の過誤申請により市に損害が生じた件について、次のとおり和解する。

平成23年7月6日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

### 1 和解の内容

- (1) 株式会社エスイーシーは、市に対し、本件による損害賠償金として金24,412,500円の支払義務があることを認め、本和解の成立後、市の指定する期日までに市の指定する方法により当該損害賠償金を支払う。
- (2) 市と株式会社エスイーシーとは、本件に関し、本和解仮契約書に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

### 2 和解の相手方

函館市末広町22番1号

株式会社エスイーシー

代表取締役社長 永井 英夫

### 3 事件の概要

国から地方公共団体に交付される平成21年度介護給付費財政調整交付金の申請事務手続において、介護保険制度の改正に伴うコンピュータのバージョンアップ後における株式会社エスイーシーの介護保険パッケージソフトの運用の誤りと市の事務処理におけるチェック漏れにより、報告した係数の数値に実際の数値との乖離が生じ、交付金の額が過小となり、正しい係数で積算した額との差額である162,749,000円が不足額となった。

その後、平成22年6月7日付けで介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令が公布、施行され、特別調整交付金として不足額の7割が措置されることとなり、平成23年3月30日に113,924,000円が国から交付された。

残額の48,825,000円については、市と同社の過失割合をそれぞれ5割と定め、同社の過失相当額を24,412,500円としたものである。

(根拠規定)

地方自治法第96条第1項第12号